

身延山大学仏教学会会則

- 第一条 本会は身延山大学仏教学会と称する。
- 第二条 本会は事務局を山梨県南巨摩郡身延町身延三五六七 身延山大学仏教学部内にこれを置く。
- 第三条 本会は仏教及び仏教文化等に関係する研究を目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成する為に下記の事業を行う。
- 第五条 本会は下記の会員を以て組織する。
- (1) 一般会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。
- (2) 維持会員 本会の役員及び本会の維持に貢献する者。
- (3) 準会員 身延山大学仏教学部在籍者。
- 第六条 会員は総会及び本会が主催する学術大会、研究会等に出席することができるほか、「身延論叢」の配布を受ける。
- 第七条 本会に下記の役員を置く。
- (1) 会長 (一名)
- (2) 評議員 (十名以上二十名以内)
- (3) 運営委員 (三名)
- (4) 監事 (二名)
- 第八条 会長は会員総会において身延山大学仏教学部専任教員の中から、これを選出する。会長は本会を代表し、本会の業

務全般を統轄する。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、身延山大学学長・身延山大学仏教学部長が会長に選出された場合、任期中に学長・学部長の交代があつた時は、新学長・新学部長を会長とし、任期は前会長の残任期間とする。

(2) 会長は任期満了の後であつても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第九条 評議員は、身延山大学仏教学部専任教員の中から、これを選出する。評議員は本会の業務について審議決定し、総会に報告するものとする。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了の後であつても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第十条 運営委員は評議員の中から会長が委嘱する。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了の後であつても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第十一条 運営委員は会長を補佐し、本会の運営にあたる。

(2) 運営委員は次の職務を担当する。

(1) 庶務（二名）
(2) 会計（一名）

第十二条 本会に機関誌等編集のための編集委員三名を置く。

(2) 編集委員は評議員の中から会長が委嘱する。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了の後であつても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第十三条 監事は一般会員・維持会員の中から会長が委嘱する。監事は会計監査に当たる。任期は三年とし、重任を妨げない。

第十四条 ただし、任期満了の後であつても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第十五条 本会の経費は会費・寄付金等を以てこれに充てる。

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条 本会の決算は毎年監事の監査を受け、評議員会において承認を得るものとする。

- 第十七条 本会の予算は毎年評議員会において承認を得るものとする。
- 第十八条 本会則の改正は評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

付 則

- 1 本会の会費は年額三、〇〇〇円とする。維持会員の会費は年額一〇、〇〇〇円以上とする。
- 2 本会則は平成七年四月一日より施行する。
- 3 本会則は平成八年四月一日より改正これを施行する。
- 4 本会則は平成十年四月一日より改正これを施行する。
- 5 本会則は平成二十二年四月一日より改正これを施行する。
- 6 本会則は平成二十八年四月一日より改正これを施行する。